

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第16号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和39年香川県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(登録販売者試験)</p> <p>第4条 登録販売者試験を受けようとする者は、登録販売者試験受験願書（第2号様式）に<u>写真（申請前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したものとする。）</u>を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>(登録販売者試験)</p> <p>第4条 登録販売者試験を受けようとする者は、登録販売者試験受験願書（第2号様式）に<u>次に掲げる書類</u>を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>省令第159条の5第2項第1号から第4号のいずれかに該当する者</u> <u>にあつては、当該修了又は卒業を証する書類</u></p> <p>(2) <u>省令第159条の5第2項第4号又は第5号のいずれかに該当する者</u> <u>にあつては、実務経験（見込）証明書（第3号様式）</u></p> <p>(3) <u>写真（申請前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したものとする。）</u></p> <p>2 略</p> |

第3号様式 削除

第3号様式 (第4条関係)

(日本工業規格A列4番)
実務経験(見込)証明書
年 月 日

香川県知事 殿

薬局開設者名又は医薬品の
販売業者名 ㊦
代表者氏名
(許可番号:)
管理者氏名 ㊦

次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

| | |
|---|--|
| 氏 名 | (生年月日 年 月 日) |
| 住 所 | 〒 |
| 薬局、店舗又は配 置販売業の名称 | |
| 薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域 | |
| 業 務 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 間) |
| 業 務 内 容 (業務期間内に行 われた業務に該当 する□に△を記入 すること。) | <input type="checkbox"/> 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務を行っていた。 <input type="checkbox"/> 薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で業務を行っていた。 |

| | | |
|-------|-------------|---|
| 連 絡 先 | 電話番号 () | — |
|-------|-------------|---|

(注意)

- 1 当該証明を行う者は、被証明者が実務に従事した薬局の薬局開設許可証又は店舗販売業若しくは配置販売業の医薬品販売業許可証に記載され、かつ、薬剤師又は登録販売者の配置の要件を満たしている者であること。
- 2 許可番号の欄には、被証明者が実務に従事した薬局の薬局開設許可証又は店舗販売業若しくは配置販売業の医薬品販売業許可証に記載された番号を記載すること。
- 3 管理者氏名の欄には、業務期間の欄に記載した期間に薬局の管理者、店舗管理者又は区域管理者であった薬剤師又は登録販売者を記載すること。
- 4 業務期間の欄には、被証明者が1月に80時間以上、上記の業務内容に示された全ての業務を行っていた連続した期間を記入すること。
- 5 見込証明でない場合は、標題の(見込)を二重線で消すこと。
- 6 当該証明に係る被証明者の実務経験を明らかにする勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付すること。
- 7 連絡先の欄には、この証明書の内容について県から照会があった場合に対応できる部署、担当者及び電話番号を記載すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。